

津市教育委員会関係補助金等交付要綱

平成18年1月1日訓第35号

改正 平成22年2月12日訓第5号
平成26年3月31日訓第11号
平成27年3月31日訓第15号
平成29年3月31日訓第30号
令和4年3月31日訓第41号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の教育振興を推進するため、別に定めるもののほか、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号）の規定に基づき、補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の名称、交付目的等)

第2条 補助金の名称、交付の目的、事業の内容又は交付対象経費、交付限度額及び交付対象者は、別表のとおりとし、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(委任)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の規定は、平成18年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお合併前の津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町又は美杉村の取扱いの例による。

附 則（平成22年2月12日訓第5号）

この訓は、平成22年2月15日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓第11号）

この訓は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓第15号）

この訓は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓第30号）

この訓は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日訓第41号）

この訓は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容又は交付対象経費	交付限度額等【交付対象者】
修学旅行、校外活動引率補助金	児童・生徒の社会的見聞を広めること等を学習する修学旅行や校外活動の安全で効果的な実施を図る。	修学旅行、校外活動等実施時における引率者経費（引率旅費の対象とならない経費をいう。）	予算の範囲内 〔基準等は別に定める〕 【各小中学校及び義務教育学校の校長】
津市中学校クラブ活動振興補助金	生徒の健全育成と体力向上を進めるためにクラブ活動の充実と活性化を図る。	各種大会への参加費用及びクラブ活動に係る経費	予算の範囲内 〔基準等は別に定める〕 【津市中学校長会】
津市中学校体育連盟及びクラブ活動等補助金	各種大会への参加を通して、心身の健全な発育・発達を目指すことを目的とし、各種クラブの振興を推進する。	中学校体育連盟及び吹奏楽（等）連盟の主催又は共催する大会への参加旅費及び経費	予算の範囲内 〔基準等は別に定める〕 【津市中学校体育連盟】 【中学校及び義務教育学校の校長】
特別支援教育研究会津ブロック補助金	特別支援学級児童・生徒が各行事を共同実施することにより社会参加・自立等社会性の育成を図る。	市内の特別支援学級の交流会（合同合宿・卒業者激励会・作品展・交換学習会等）実施に係る経費（バス借上料相当分）	予算の範囲内 〔基準等は別に定める〕 【三重県特別支援教育研究会津ブロック】
津市学校保健会補助金	津市立学校の保健安全事業の充実を図る。	①津市学校保健会の組織強化 ②保健指導の強化（運営費） ③保健会・大会への参加（参加費）	予算の範囲内 〔基準等は別に定める〕 【津市学校保健会】
姉妹校交流事業補助金	姉妹校提携を行っている津市立安東小学校と上富良野町立上富良野西小学校との円滑な児童の交流を図る。	①津市立安東小学校児童の交流に係る旅費 ②児童交流活動・作品交流に係る活動費	予算の範囲内 〔基準等は別に定める〕 【安東小学校と上富良野西小学校の姉妹校交流事業実行委員会】